

平成29年5月12日

岸和田市長 信 貴 芳 則 様

岸和田市議会議長 岸 田 厚

平成28年度岸和田市議会政策討論会報告書

別紙のとおり、標記について報告書を提出します。

平成28年度岸和田市議会政策討論会

報 告 書

平成29年5月12日

岸 和 田 市 議 会

『災害時の議会对応と支援体制について』の報告書

テーマ 災害時の議会对応と支援体制(態勢)について

議論の結果、別紙の(素案)大規模災害の時に開く手帳を作成しました。

議員必携

大規模災害の時に開く手帳

(素案) 第三分科会用資料

※大阪府高石市の「大規模災害の時に開く手帳」を若干の手直ししたものです。目次に記載の第3及び第4の項目については、記載していません。

はじめに

この手帳は、「岸和田市議会災害対策会議設置要綱」及び「岸和田市議会災害対策対応指針」に沿い、大規模災害が発生した時に、議員がなすべきこと、これに必要な情報をコンパクトにまとめました。

議員各位の平時から物心両面の備えを期してこれを発行します。

平成〇〇年〇月

目次

第1	大規模災害時の対応	PO
第2	避難所一覧	PO
第3	岸和田市災害対策本部の体系	PO
第4	関係連絡先	PO
第5	岸和田市議会災害対策会議設置要綱	PO
第6	岸和田市議会災害対策対応指針	PO
第7	その他資料	PO

第1 大規模災害時の対応

1 大規模災害時とは

この手帳でいう「大規模災害」とは、概ね次の場合を想定します。

- (1) 暴風、大雨、洪水等により市内に災害が発生し、拡大する恐れがあるとき。
- (2) 市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 大阪湾に「津波警報」が発表されたとき。

2 大規模災害時の行動指針

(1) 側面支援の原則

大規模災害が発生した時（発災時）、市は、市長をトップに災害対策本部（市対策本部）を設置し、各部署へ直線的な指揮命令系統で、応急、復旧活動にあたります。議会、議員は、この応急、復旧活動を側面から支援します。

そのため、発災時に、議員は地域で活動し、議長は各地域の議員からの情報を市対策本部に伝えるため、市議会災害対策会議を設置します。

(2) 発災時の議員の行動

① 連絡体制の確立

発災時、議員は、自身の安否を自ら議会事務局

（〇〇係 ×××-〇〇〇〇 △△係 ×××-〇〇〇〇 及びメール等）へ連絡し、連絡体制を確立する。

② 率先避難及び誘導

議員は、自身の安全確保のため、率先避難を前提に、地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力するよう努めます。そのため、平時から必要な情報収集に努めます。

③ 地域の情報収集、市議会災害対策会議への伝達

議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要な情報を議長（市議会災害対策会議）に伝達します。

※ 議員からの情報、要望は、市対策本部が応急対策に専念できるよう、緊急の場合を除き、市議会災害対策会議に伝達します。

(3) 議長（市議会災害対策会議）の対応

議長は、必要に応じて、議長、副議長、議会運営委員会委員長、〇〇常任委員会委員長、△△常任委員会委員長、◇◇常任委員会委員長からなる市議会災害対策会議を設置し、議会を代表して対応に当たります。

議長（市議会災害対策会議）は、各議員から寄せられた情報をとりまとめ、市対策本部に伝達するとともに、必要な情報を各議員に提供します。

第2 避難所一覧

1. 指定緊急避難場所

災害時の危険を回避するために一時的に避難する施設

(〇〇施設)

番号	名称	所在地

2. 指定避難所・広域避難地一覧表

中長期にわたる一定期間の避難生活を行う施設

(指定避難所)

番号	名称	所在地

第5 岸和田市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長(議長に事故等があるときは、副議長)は、次に掲げるときは、議会に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 暴風、大雨、洪水等により市内に災害が発生し拡大するおそれがあるとき。
- (2) 市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生したとき。
- (2) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 大阪湾に「津波警報」が発表されたとき。
- (5) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は災害対策会議を設置したときは、各議員及び市長に通知するものとする。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、〇〇常任委員会委員長(委員長に事故等があるときは、副委員長)、△△常任委員会委員長(委員長に事故等があるときは、副委員長)、◇◇常任委員会委員長(委員長に事故等があるときは、副委員長)をもって構成する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 議長は必要と認める場合には、他の議員に対し災害対策会議への参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集して整理し、岸和田市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)に提供すること。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、会派又は議員に情報提供を行うこと。
- (3) 市対策本部からの依頼事項に関すること。
- (4) 市対策本部に要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、府、関係機関等に対し要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け災害対策会議の記録を取り、事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

第6 岸和田市議会災害対策対応指針

1 基本方針

議会は、市民を代表する議決機関として重要な政策、計画、事業等並びに予算及び決算について市長とともに二元代表制の一翼を担い、市民の負託に応える役割を担っている。他方、大規模災害時にあっては、これらの本来的な機能とは別に、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。そのため、本市議会は、地震等大規模災害時の議会としての対応を、次のとおり定める。

- (1) 岸和田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう大局的な見地から必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、府、政党、関係公共機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

※災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、態様に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

2 災害時の対応の基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ市対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対策等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- (4) 特に市対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう会派及び議員からの要望は、緊急の場合を除き、岸和田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を經由して提出する。

3 初動期（災害発生から概 24 時間が経過するまで）対応

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中における委員長についても、同様とする。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。

② 議員は、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

① 議会事務局は、議長及び副議長に被害及び市対策本部の対応状況を速やかに報告する。

② 議長（議長に事故等があるときは、副議長。以下同じ。）は、被害状況の報告を受け、必要があると判断したときは関係議員の参集を求めるとともに、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。

③ 議長、災害対策会議を設置した時、市長に通知する。

4 参集又は活動時の留意事項

議員、参集又活動する場合、次事項に留意し行動する。

(1) 服装・携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具をできる限り携行する。また、個人用として食料や飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車又はバイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

被害状況や災害状況等情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に報告する。

5 初動期経過後の対応

(1) 議員の対応

① 議員は、自らの所在を議会事務局へ伝え、連絡体制を確立する。

② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取組みが円滑に行われるよう協力する。

(2) 議会（災害対策会議）の対応

① 議長は、被災情報を収集・整理し、市対策本部へ提供する。

② 議会事務局は、市対策本部からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。

③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報を伝達する。

④ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、府、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。要望にあたっては広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図って行う。

⑤ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。